

令和3年4月1日以降認定分から、原則として、個人住民税の特別徴収を実施していることが競争入札参加資格の要件となります。

また、地域区分を「市内」、「認定市内」又は「準市内」として登録する場合は、長崎市又は長崎市隣接市町において個人住民税の特別徴収を実施している必要があります。

つきましては、競争入札参加資格審査申請書及び提出書類を変更しましたので、申請の際は、登録区分ごとに手引きをご確認のうえ、新様式をご利用ください。

## 1 申請書（工事）の変更点

個人住民税特別徴収実施の確認欄を削除しました。

## 2 新たに提出が必要な書類

個人住民税の特別徴収の実施の有無を確認できる書類

（市内業者、認定市内業者及び準市内業者のみ） ※法人・個人共に対象

内容	提出書類	長崎市の特別徴収領収証書の写し等	長崎市に最も近い市区町村の特別徴収領収証書の写し等	個人住民税特別徴収実施確認書	個人住民税実施確認に係る従業員一覧表
長崎市において特別徴収を実施している場合		○			
長崎市在住の従業員はいないが、他の市区町村において特別徴収を実施している場合			○	○	
長崎市在住の従業員がいるが、給料が少額などの理由により、特別徴収を実施していない場合 ※当課から本市市民税課へ内容確認を行います。 ※特別徴収実施義務がある方は、本市市民税課へ特別徴収切替届を提出し、税額決定通知書等を提出してください。				○	
長崎市在住の従業員がおらず、給料が少額などの理由により、他の市区町村においても特別徴収を実施していない場合				○	○

申請書及び必要書類については、登録区分ごとに次のページをご参照ください。

（建設工事） <https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p026798.html>

（建設コンサル） <https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p026834.html>

（物品製造等） <https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p026839.html>

要綱・基準はこちら (<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p004350.html>)